

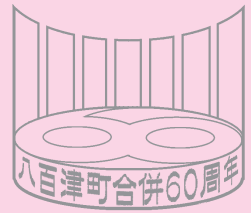
やさしさともどりあふれる活気あるまち やおつ



やおつ

# 議会だより

No.158 2015.5



## 春の一大イベント

久田見祭



八百津祭

- 4月11・12日  
勇壮な八百津祭が行われました。
- 4月18・19日  
絢爛豪華な久田見祭が行われました。

平成27年度一般会計予算案など全議案可決

一般会計58億円(対前年度比0.5%減)でスタート

「企業誘致について」「八百津排水路について」  
など5名が一般質問

平成27年第1回議会定例会は、去る3月5日に招集され、同月20日までの16日間の会期で開かれました。今定例会では、新年度事業推進の指針となる予算案を中心に審議されました。

本会議初日には、赤塚町長は冒頭、町政運営について、『国政においては、今一番の課題である人口減少克服や地域経済の活性化のための基本理念となる「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、市町村においても各地の実情に応じた地方版総合戦略策定の努力義務が求められている。総額3兆1,180億円の補正予算が編成され、その重要施策が「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」交付金であり、当町においては、プレミアム商品券の発行や特産品加工施設整備事業などの事業を行い、地域経済の活性化に取り組んで参りたいと考えている。しかし、地方財政を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にあり、当町も少子化と人口流出による消滅可能都市にリストアップされるなど、本気で少子化対策、地域活性化対策に取り組まなければならない。限られた財源の中、経費を切り詰め、どうすれば人口流出を防ぎ、町の活性化に結びつけられるか、職員一人ひとりが施策立案の主役となり、「やっぱり八百津に住んで良かった」といわれるまちづくりを目指し、最大の努力を払って参りたい」と基本方針を述べた後、新年度予算案を始めとする提案理由の説明を行いました。続いて、31議案（条例関係17件、予算関係11件、その他3件）について執行部の議案説明が行われました。

本会議2日目の13日には、31議案に対する質疑が行われた後、各常任委員会に審査が付託されました。次いで、追加提案された請願2件について建設文教常任委員会に審査が付託され、続いて、一般質問を行い、「企業誘致について」「八百津排水路について」など5名の議員が質問席に立ち、町長を始め執行部の見解をいただきました。この様子は、CCネットで生中継と録画中継されました。

本会議3日目の最終日には、各常任委員会委員長から付託された案件について審査の経過及び結果の報告があり、採決の結果、平成27年度八百津町一般会計予算を始め31議案を原案のとおり可決しました。次いで、請願2件について採択することを決定しました。続いて、追加提案された1議案（固定資産評価委員の選任）についての説明と質疑が行われ、採決の結果、原案のとおり同意することに決定されました。続いて、追加提案された諮問（人権擁護委員の推薦）についての説明と質疑が行われ、採決の結果、適任と答申することに決定されました。続いて、追加提案された議員提出議案3件についての説明と質疑が行われ、採決の結果、原案のとおり意見書を提出することに決定し、今定例会を閉会しました。

びんごなびんごを決まるまじた

条例

▼八百津町行政手続条例の一部を改正する条例

▼地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

行政手続法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長が廃止されること並びに教育長が常勤の特別職となることから、関係条例の整備を行うものです。

議会日誌

1月1日  
3月31日  
の間

〔1月〕

- 1日○潮南神社歳旦祭
- 10日○新春しおなみ落語会
- 11日○消防出初式
- 町成人式

- 17日○八百津中学校文化集会
- 20日○錦津コミュニティセンター  
愛称選考会
- 21日○議会全員協議会
- 22日○可茂地域町村行政懇話会
- 26日○例会月出納検査
- 29日○和知小学校議場見学
- 30日○地方財政対策等説明会

〔2月〕

- 1日○錦津コミュニティセンター  
オープン式典
- 3日○JA福地給油所視察
- 4日○名鉄広見線活性化協議会
- 15日○蘇水旗争奪剣道親善大会
- 22日○町民駅伝競走大会
- 23日○議会全員協議会
- 24日○中濃地域農業共済事務組  
合議会定例会

- ※定例監査（書類監査）
- 25日○町森林組合総代会
- ※定例監査（書類及び現地  
監査）

▼八百津町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職となり地方公務員法の一般職の規定の対象から外れることから、新たに職務専念義務の特例について条例を制定するものです。

▼八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の制定

教育長に対する給与等の支給根拠が特別職の職員の支給根拠である地方自治法に変更となることから、これまでの条例を廃止し、新たに条例を制定するものです。

▼八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告による国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、給与制度の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員退職手当法及び都道府県退職手当条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する条例

基金の処分に関して、その運用を拡大するため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町分担金徴収条例の一部を改正する条例

中山間地域総合整備事業の規定を改正するため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正により保育料の徴収根拠規定等が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正により、これまで準用していた公立保育所の保育料の徴収規定が改正されたことから、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定

第3次一括法により介護保険法が改正され、介護予防支援事業に係る基準について町の条例で規定することとなったことから、条例を制定するものです。

▼八百津町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定

第3次一括法により介護保険法が改正され、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当

該職員の員数について町の条例で規定することとなったことから、条例を制定するものです。

▼八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料率の改定及び介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を定めるため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第3次一括法により、指定に関する基準を定める対象となるものに介護予防支援事業者を加えるとともに、条文を整備するため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の一部

を改正する省令が公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

▼八百津町簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

営農飲雑用水事業等を潮南簡易水道事業に統合するため、条例の一部を改正するものです。

▼平成26年度八百津町一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算の総額に各々2億809万7千円を追加し、65億848万7千円とするものです。

地域住民生活等緊急支援のための交付金事業1億5721万3千円、乳幼児等医療費助成240万円、青年就農給付金150万円、有害鳥獣捕獲助成金153万1千円、道路降雪除去委託料1300万円、国民健康保険特別会計繰出金964万5千円、各基金積立金2120万8千円の追加並びに2事業2億1509万3千円の翌年度への繰越しが主なものです。

▼平成26年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に各々1

# 予算

26日※例月出納検査  
27日○可茂町村議会正副議長研修会

## 〔3月〕

2日○議会運営委員会  
○可茂広域一部事務組合議会定例会

4日○杉原ウィーク実行委員会  
5日○議会全員協議会  
○第一回議会定例会開会

6日○中学校卒業式  
○自治会長会

9日○議会運営委員会  
10日○浄化槽実務者研修会  
11日○町立志式

13日○第一回議会定例会本会議  
(二日目・一般質問)

16日○建設文教常任委員会  
17日○総務民生常任委員会  
20日○議会全員協議会

○第一回議会定例会閉会  
○クラブ潮南高原総会

23日○国道418号安全祈願祭  
○「わたげの家増築棟」竣

24日○名鉄広見線活性化協議会  
○「わたげの家増築棟」竣

25日○各小学校卒業式  
○親子教室修了式

26日○各保育園卒業式  
○親子教室修了式

27日○各保育園卒業式  
○親子教室修了式

29日○臨時議会  
○町消防団入退団式及び幹部講習会

30日○可茂地域懇談会

# 平成27年度 会計別予算集計表

(単位：千円)

会計別	平成27年度	平成26年度	対前年度比較		
	予算額	予算額	額	率(%)	
一般会計	5,800,000	5,828,000	△28,000	△0.5	
特別会計	3,681,400	3,406,700	274,700	8.1	
国民健康保険	1,646,600	1,460,800	185,800	12.7	
後期高齢者医療	164,500	156,500	8,000	5.1	
介護保険	1,252,000	1,222,000	30,000	2.5	
簡易水道事業	149,800	114,600	35,200	30.7	
公共下水道事業	381,800	372,400	9,400	2.5	
農業集落排水事業	86,700	80,400	6,300	7.8	
合計	9,481,400	9,234,700	246,700	2.7	
純計	8,790,000	8,568,668	221,332	2.6	
企業会計(上水道)	収益的支出	301,742	272,721	29,021	10.6
	資本的支出	101,935	970,024	△868,089	△89.5

(注) 純計：他会計繰入金による会計間の二重計上分を調整した額の計。

473万2千円を追加し、14億7553万2千円とするものです。前年度国県支出金返還金1473万2千円の追加です。  
**▼平成26年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**  
 歳入歳出予算の総額に各々1100万円を追加し、1億5760万円とするものです。  
 保険料等負担金1100万円の追加です。  
**▼平成27年度八百津町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算**

## その他

上記表「会計別予算集計表」を参照。(詳細は広報「やおつ」4月号をご覧ください。)

**▼工事請負契約の変更契約の締結について**  
 町道英線道路改良工事の請負契約の変更契約を締結するもので、主な内容は補強土壁工事において岩盤が露出したため岩盤掘削工事への変更によるもので、変更後の金額は486万円の増額の9288万円です。

**▼八百津町辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について**  
 平成27年度から平成31年度までの5年間の八百津町辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定を行うものです。

**▼町道の路線認定及び廃止について**  
 (認定する路線)  
 新道通線(錦織)  
 (廃止する路線)  
 樽洞線・油草線(福地)

## 請願

請願事件2件の結果は次のとおりです。

**▼米価対策の意見書を求める請願**

〔請願者〕 農民運動岐阜県連合会(岐阜農民連)  
 代表者 小寺 徹

〔紹介議員〕 三宅 和行議員  
 〔付託委員会〕 建設文教常任委員会

〔結果〕 採択

**▼TTP交渉に関する請願**

〔請願者〕 農民運動岐阜県連合会(岐阜農民連)  
 代表者 小寺 徹

〔紹介議員〕 三宅 和行議員  
 〔付託委員会〕 建設文教常任委員会

〔結果〕 採択

## 人事

固定資産評価員に

**額 額 幸美氏**

村瀬宏明氏の退任に伴い、後任に額額幸美氏の選任に同意しました。

人権擁護委員に

**若村圭美氏**

6月30日任期満了となる人権擁護委員の推薦については、若村圭美氏(八百津)を適任者として答申しました。任期は平成30年6月30日までの3年間です。

## 議員提出議案

本会議最終日に議員から提出された議案は採決の結果、次のようになりました。

**▼地域公共交通(鉄道)の確保及び維持に対する支援を求める意見書の提出について**  
 〔提出議員〕 徳田議員ほか3名  
 〔結果〕 賛成全員により可決  
 (意見書は最終頁に掲載)

**▼緊急の米価対策を求める意見書の提出について**  
 〔提出議員〕 林 議員ほか3名  
 〔結果〕 賛成多数により可決  
 (意見書は最終頁に掲載)

**▼TTP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書の提出について**  
 〔提出議員〕 林 議員ほか4名  
 〔結果〕 賛成全員により可決  
 (意見書は最終頁に掲載)

主な質問と答弁の要旨

徳田弘司議員

Q1 企業誘致について

工業団地の計画は？

問 昨年12月の「少子化対策 町も来年度予算案に様々な施策に取り組んでいるが、更に、人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、若者の雇用の場の確保が必要であり、来年3月には、主要地方道多治見・白川線が開通し、将来的にはリニア中央新幹線の中津川駅が開業、国道418号の恵那市までのバイパス道路の完成が見込まれるなど、立地条件も飛躍的に良くなると思われる。企業誘致について、どのように考え、将来的に工業団地の計画があるのか伺いたい。

答 (田口産業課長)

当町もこれまでに、野上・和知・原工業団地等を造成し、積極的に企業誘致を行って参りました。他町村では企業誘致ができず、用地が塩漬けとなつてるところも見受けられます。当町よりも物流アクセスに恵まれ、かつ造成済みの用地を所

有している他町村に対抗して企業誘致を行うには、それなりの有利な条件が求められるわけですが、当町は、平坦地が少なく造成に多額の費用が必要となり、分譲価格も高額になることは明らかです。他町村に比べ有利な条件を提示することは非常に困難であり、今のところ工業団地を造成する計画はありませんので、人口減少対策としては、他の定住施策の促進を図っていきたいと考えております。しかし、経済動向により、企業側の進出希望があれば、第5次総合計画の中で、工業団地の造成に取り組みたいと思っております。

問 町長自らトップセールスとして企業誘致に取り組んで貰いたい。企業側の進出希望があった場合、団地・工場用地の確保を行う考えはあるのか。

答 (田口産業課長)

岐阜県では、平成26年8月に「岐阜県企業誘致戦略」を策定し、当町を含む中濃地区は、航空機関連クラスター地域企業誘致戦略推進協議会に所属しています。県は中濃地区での航空機産業の育成を図りたいと考えており、企業誘致の活動を行うとしていきます。これにより、進

出希望の企業があれば、当町の得意な分野であるネジ加工を活かし、積極的な誘致活動を行いたいと思っております。

Q2 「杉原千畝記念館」リニューアルオープンについて

さらなるPRが必要では

問

杉原千畝記念館が建てられてから15年が経過し、今日まで多くの人が入館された。今月末にリニューアルオープンが予定されているが、この機会に八百津町の観光拠点として、観光客誘致の積極的PRをしていただきたい。また、本年は、八百津町合併60周年記念の年でもあり、町の広報紙に旧八百津発電所資料館と杉原千畝記念館をセットとした無料入場券を印刷・配布すれば、町民全員が観光大使となり、知人・友人・親戚の方々に口コミでPRしてもらえると思う。

さらに、現在空席となつている名誉館長に、知名度のある方をお願いし、PRの為、早急に選定していただきたい。

また、八百津祭と久田見祭を紹介したDVDを作成する予算案が計上されているが、町内各地の自然あふれる観光地もスポット的に取り入れて、八百津町全体の観光の魅力をさらに発信してもらい、観光協会と町とが一体となり、観光客の誘致に取

り組んでいただきたいと思うが、町の考えを伺いたい。

答 (田口産業課長)

記念館のリニューアルオープンで今まで以上に入館者が増えることを期待しておりますし、一度来館された方々にも、是非とも新しくなった記念館の展示を見ていただきたいので、積極的なPRを進めて参りたいと考えています。

観光大使の起用については、現在、観光協会会員の皆様に依頼しようと思っております。会員各自が所持の名刺に八百津町観光大使という小さなシールを貼っていただくというものですが、経費的にも安く効果的だと思います。議員ご提案の町民全員が観光大使になっていただくというアイデアも、是非とも採用させていただきたいと思

います。リニューアルオープン期間と、夏の杉原ウィーク期間中には、記念館を無料開放し、多くの町民に来館していただきたいと思つておりますので、記念館と資料館の入館券をセットにして、広報紙に印刷し、各戸配布することも検討させていただきます。

名誉館長につきましては、現在空席となつておりますが、町民の皆様のご意見を伺い、適任者が見つければお願ひすることも可能かと思ひます。また、新年度において、八百津祭と久

田見祭のPRビデオを作成するよう予算措置をいたしました。このPRビデオを各方面で利用して観光客の誘致に繋げたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問 町民全員に来館して、施設の良さを知ってもらいた

いので、1年間ぐらいは無料ということも検討していただきたい。また、名誉館長については、私個人的には、全国的に有名な方がいいのではないかと思つているので検討して下さい。

続いて、町長の初心表明において、記念館を人間教育の場と置づけ、県内に限らず国内の高校生が訪れる施設として拡充したいとの考えを述べておられました。どのように取り組んでいられるのか伺いたい。

答 (堀部教育長)

現在、小中学校では総合的時間、社会科の時間を通して、記念館を活用しておりますが、その成果を学校ホームページに掲載することにより、全国の小中学校教職員に見ていただき、記念館を活用してもらえような取り組みを行っていきたく考えております。



## Q1 スマートホンの利用状況について

### 小中学生への指導は

**問** 小中学校において、スマートフォンを持つている児童生徒が多くみられるとのことだが、所有している児童生徒数について伺う。

**答** (堀部教育長)

昨年の10月に、本町の子どものスマートフォン等のインターネット利用に関する実態を把握し、今後の指導に活かすため「インターネットへの接続可能な情報端末に関するアンケート」を小学校5・6年生と中学生全員を対象に実施しました。その調査結果によると、自由に使えるスマートフォンを持つ小学校5・6年生は約25%、中学生では約43%でした。しかし、現在ゲーム機や音楽プレーヤなどにおいても、インターネットに接続できる物もあり、自分専用のインターネット接続可能な情報端末を持つている子どもの割合は、小学5年生は78%、中学3年生では81.2%と高い数値を示しており、多くの子どもがインターネットを利用しているという事実がわかりました。

**問** あくまでも、個人の意見ですが、学校は学んで、クラブ活動を行う所だと思っっている。したがって、登校時から下校時まではスイッチを切るなど、スマートフォン等の使用を禁止すべきだと思うが、教育長の考えを伺いたい。

**答** (堀部教育長)

現在、当町の学校ではルールを定めており、スマートフォン等の携帯電話を学校へ持ち込まないという約束をとっております。

**問** スマートフォン等を利用しているのいじめがあると聞いているが、八百津町ではそのような事例は無いと認識しても良いのか。

**答** (堀部教育長)

当町でのいじめの件数は15件あり、その内1件がラインによるもので「うざい」といった悪口の書き込みであり、分かった時点で即指導しております。メールの言葉が相手を傷つけ、人の命を奪うこともあるということ、メールを送る場合には、相手の顔を思い浮かべて、思いやりと謙虚な姿勢で利用するよう、そして、文字で言葉を伝える事も大事ではありますが、互いに顔と顔を見合わせ、直接声を掛けあってコミュニケーションをとることが大事であるという指導しております。

## Q2 人道の丘について

### イベントのPRを

**問** 人道の丘で、4月～8月に行われるイベントを、中日・岐阜新聞等の新聞紙面の4分の1程度を利用し、町の宣伝をしてはどうかと思うが、町の考えを伺う。

**答** (田口産業課長)

ただいま記念館は、リニューアル事業のため閉館中ですが、3月28日の開館に向けて準備中であり、開館後の4月6日には、リニューアルオープン式典を開催いたします。当日は駐日イスラエル大使も来町されることになっており、式典を盛り上げていただけるものと思っております。本年は、八百津町合併60周年にあたりますので、記念館リニューアルと併せて、特別展示を計画しており、開催時期については、杉原ウィーク期間中を予定しております。また、平成27年度事業として、記念館のホームページを作成することとしており、国内はもとより、海外の方々にも杉原記念館をPRしていきたいと思っております。新聞紙面の利用については、経費的に難しいと考えておりますが、報道各社に協力をお願いし、話題として取り上げていただけるようにしていきたいと思

## Q3 防災協定の周知について

### 周辺地域への周知は?

**問** むらさきのカントリークラブと八百津町が防災協定を結び、ヘリポートが災害時に使用できることとなったが、周辺地域の方にはどのように周知徹底されているのか。

**答** (渡辺防災安全室長)

八百津町と(株)やおつは、平成25年12月18日に「災害時ににおけるゴルフ場施設の利用に関する協定」を締結したことにより、災害発生時には、町内2つのゴルフ場を緊急避難場所として利用できるようになりました。また、むらさきのカントリークラブのヘリポートにつきましましては、現在ドクターヘリの離着陸用ヘリポートとして登録されており、協定に関係なく緊急搬送等をする場合には、利用できる状態となっております。なお、協定の周知につきましては、平成25年12月20日の中日新聞及び翌年の広報やおつ1月号に掲載しております。

**問** ドクターヘリの離着陸用ヘリポートが当町に12カ所設定されており、平成26年度には7回のドクターヘリの利用があった。このような状況の中、樺・高地区には近隣を含め、ドク

1ヘリの離着陸用ヘリポートが設定されていないことから、元坂上分校の跡地をヘリポートとして利用することはできないか。

**答** (渡辺防災安全室長)

元坂上分校跡地につきましては、町有地で空き地となっております。緊急時には指定すればドクターヘリの離着陸場として利用することは可能かと思われませんが、今後ヘリポートとして登録するのを考えていきたいと思っております。ドクターヘリの離着陸用ヘリポートの運用は、消防署が担当となっております。どのヘリポートを利用するかは、消防署がその時の状況で判断しております。

## Q4 国道418号の歩道設置について

### 歩道設置の予定は?

**問** 国道418号線の荒川から野上までの歩道設置が必要だと多くの方から要望があるが、町としてどのように考えているのか伺いたい。

**答** (山田建設課長)

昨年の3月議会でも、野上交差点から荒川までの歩道整備について、ご質問をいただきましたが、答弁させていただきましたが、1年経過してもあまり変わっておりません。家屋移転等莫大な予算を必要とするため、なかな

か進まないのが現状であり、道路管理者である可茂土木事務所へは、年度当初行われる行政懇談会等で強く要望していきたいと考えております。また、路線は違いますが、県道野上・古井線牧野地内の東海環状線の下から下渡橋の信号までを、新年度用地買収と一部工事が行われる予定となっております。引き続き歩道設置に向けて、地元議員と協力して進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

## Q1 八百津トンネルの 開通に向けて

開通後の観光誘致は？

**問** 八百津トンネルの開通後、八百津町としては、観光誘致についてどのように考えているのか伺う。

**答** (赤塚町長) 現在、整備中である八百津トンネルの開通には交通安全施設及び御嵩町地内の亜炭廃坑の県の重点作業等、関連する工事があり、まだ時間がかかるようですが、町としては南の玄関口として、早期開通を目指し頑張っていきたいと思っております。

開通後の観光客誘致については、今から計画しておく必要があると考えており、公共交通としてコミュニティバス路線については、八百津トンネルを通り、

ファミリーセンターと御嵩駅付近を結ぶ路線を検討しております。これにより、名古屋鉄道を利用して当町を訪れる観光客が増加するものと思っております。

次に、マイカー利用者の誘客ですが、可児御嵩インターチェンジから八百津トンネルを通り、八百津を訪れるルートを案内するため、インターチェンジ付近に案内板の設置や観光パンフレット、町のホームページでの案内を積極的に推進したいと考えております。さらに、当町には道の駅がないので、国道418号線沿いで八百津トンネルからも近いところと道の駅を設置できないかと考えており、地元で採れた野菜や特産品などの直売所も併設すれば一層の誘客が見込めるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、八百津トンネルを町の活性化に役立たせるために、できる限りの施策を実施して参りますので、ご協力をお願いいたします。

## Q1 八百津排水路について

林 俊宏 議員

調査説明会の予定は？

**問** 当町においては、平成22年7月、平成23年9月と集中豪雨に見舞われ、とても大

きな被害を受け、八百津中心街においても広範囲で床下浸水等の被害が発生した。この様な被害を最小限に減らす対策として、木野・港町線、大仙寺付近から役場東側を通り木曾川までの道路に八百津排水路が計画され、昨年12月に地域住民への説明会も行われたが、説明会での理解は得られたものの、工事により、地下水への影響が問題視され、平成27年度地下水等の調査をより専門的に進められるとのことだが、今後の調査について、地域住民への説明会が開かれるのか伺う。

**答** (山田建設課長)

新年度行う調査につきましては、八百津排水路整備工事をを行うことに伴う地下水への影響を調べるものであり、現在、民間の井戸4カ所に水位計を設置し、水位の測定・水質検査を継続的に行っております。この調査に加え、ボーリング調査を6カ所予定しております。この調査は、岩盤の地質を調査し、深さや地下水位を調べるもので、これにより工事を行ったときに地下水に及ぼす影響を調査し、工事の施工方法・管の埋設深・縦杭の位置等を検討していきたいと考えております。また、既設の排水路の拡張、排水路の施工箇所等も検討していきたいと考えております。

地域住民へのさらなる説明会

でございますが、昨年行いました説明会の出席者が極端に少なかったことから、説明会を開催することが効率的な方法なのか、関係自治会長への説明、文書による回覧・町のホームページへの掲載・広報やおつへの掲載等色々な方法も検討して参りたいと思っております。

**問**

昨年12月の説明会は関係住民にとつて、大切な事柄であるにもかかわらず、参加者が少なかつた事に対し、町はもう一度よく考えていただきたい。説明会を開催するにあたり、回覧板のみの働きかけというのが、参加者が少なかつた事の原因であると思うが、どのように考えているのか伺いたい。

**答** (山田建設課長)

12月の説明会において、参加者が少なかつた事については、周知等考えていかなければと、思っております。前回の周知については、関係住民の方への各戸配布による周知を行いました。が、説明会に来て頂けなかつたことは、周知方法に問題があったのではないかと考えており、今後は、周知方法も含め、説明会の開催について、どのように行うのが良いのか、検討して参りたいと考えております。

## Q2 町営住宅関連に ついて

町営住宅解体後の計画は？

**問**

議会から「八百津町の少子化対策に対する提言書」を提出し、町長より平成27年度に向けて、安全で快適な定住についての説明もありましたので、その計画について伺う。

現在当町には、町営住宅が250戸あり、その内、政策空き家は115戸ある。放置状態である政策空き家に対し、平成27年度には、定住に向けて一部解体整備されること事だが、定住に向けてどのように考え、取り組む予定なのか伺う。

**答** (山田建設課長)

少子化対策全員協議会の提言の中に、老朽化した町営住宅の維持管理の軽減や独居老人の福祉対策にも有効であるとの考えから、集約が可能な団地については、完全空き家を発生させ撤去し、新たに宅地として提供するよう提言をいただいております。平成27年3月現在で、250戸の町営住宅を管理しており、その内、170戸が入居されています。社会情勢の変化、住宅の老朽化等によって、250戸の内、115戸が政策空き家となっており、入居者170戸の内、68戸が政策空き家に入居されており、団地と

しては、17団地あり、その内、政策空き家団地が9団地あります。この9団地の内、久田見団地・須賀第二団地は、入居者が無く、菅原団地は入居者が1戸、鯉居団地は入居者が2戸となっており、5団地については、複数の方が入居されている現状であります。

新年度に入居者のない、須賀第二団地の解体工事と、入居者の集約をするために、転居していただく、町営住宅の耐震診断業務委託料を予算計上いたしました。また、転居していただく方には相談をさせていただいておりますが、色々な事情や家賃が高くなる等の理由で、なかなか困難ではありますが、粘り強く交渉して行きたいと考えております。

方策について説明願いたい。  
**答** (山田建設課長)  
解体後の土地については、総務課での管理を行う普通財産となりますので、そちらでの検討となります。売却といった方法がいいのではないかと考えておりますが、条件付きを含め、皆様のご理解を得て、定住に向けた払い下げ売却等を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

**問** 町長の考えを伺いたい。  
**答** (赤塚町長)  
建設課長の答弁した団地は、須賀団地の事案であります。入居者のご理解が得られた後、住宅を解体するよう予算計上させていただきます。

解体して新しい宅地となった所に関しては払い下げ、売却等といった方法で、定住に向けて、住宅建設出来るよう検討していきたいと考えておりますので、広く皆様方よりご意見を頂き、進めて参りたいと思っておりますのでよろしく願います。

**問** 解体後の宅地について、払い下げ、売却等の方法を考えているとの事だが、定住を考えるのであれば、条件を付けての売却や、住宅を建てた上で売却するといった方法がいいのではないか。今一度、解体後の

を4メートル引き下げることになっていくが、この件についての説明を求める。

本体工事着工前に関連道路の整備・輸送・生活道路等の充実を進められているが、現在でもダム関連工事車両等が町内を行き来しており、ダム本体工事が始まれば、さらに大型車両の交通量が増えることが予想される。その点について、町内の東西線、特に危険性の高い道路の対応についてどのように考えているのか伺いたい。

**答** (山田建設課長)  
現在の新丸山ダム基本計画は、既設丸山ダムの洪水調節容量を大幅に増加させるとともに、新たに流水の正常な機能維持のため、既設丸山ダムを24.3m嵩上げするものですが、平成22年からの新丸山ダム建設事業に係る検証において、洪水の発生が予測される場合に、あらかじめダムの貯留水の一部である1500m<sup>3</sup>(不特定容量分)を放流する「予備放流方式」を採用することにより、ダム嵩上げ高を当初の計画より4.1m縮減した20.2mとするダムの計画諸元等の変更が提示され、平成25年7月に継続決定の判断がなされています。

次に本体工事着手前の関連道路の整備については、資材運搬線の一部区間となる井尻八百津線の付替え工事を実施中ですが、

ダム本体に着手するまでには共用を開始する予定であります。工事用車両は、主として資材運搬線を通行することになるので、八百津市街地内を通行することは比較的少ないと思っております。また、原石山から採取した土石・岩石を口杣沢残土処理場へ運搬する工事用車両が、国道418号を通過する必要は生じますが、歩道を整備しており、要所に交通整理員を配置する等、安全性の向上が図られると思っております。なお、工事車両や建設資材の走行ルート等の変更については、町と協議することとなっておりますので、引き続き住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 平岡富弘議員

### Q1 要支援1・2のサービスについて

サービス内容は?

**問** 昨年6月に「地域医療・介護総合確保推進法」が成立し、介護保険制度の見直しが行われ、今回の見直しは介護保険制度が始まって以来最大のものといわれている。特に重大なもの、要支援1・2の方への訪問介護と通所介護が、介護保険給付(予防給付)から外れ、総合事業(地域支援事業)に移行することとなる。

厚労省の「総合事業ガイドライン案」によると、地域支援事業の中に「総合事業」が設けられ、訪問型・通所型・生活支援サービスがつけられ、サービスの提供については、現在の介護保険事業所による「現行相当の基準緩和サービス」に加え、NPOや住民ボランティア等がサービス提供の有力な担い手に位置づけられた。また、人員、設備等については、基準を示しておらず、このような行為を法令に基づき「サービス事業」として、位置づけるには、市町村ごとに定めることになる。要支援者に対するサービス内容は、現在と変わってくると思うが、サービスの提供によつては、症状の悪化や孤立が進むと懸念され、介護度が上がるとも指摘されている。

**答** (額田健康福祉課長)  
まず最初に制度改正の内容について、ご説明させていただきます。  
国では「医療介護総合確保

### Q3 新丸山ダム関連について

計画変更と安全対策  
新丸山ダム関連工事において、当初の計画より高さ



「進法」により、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われ、これよりすべての市町村が平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる「総合事業」を開始することとされました。これは、要支援者に対する介護予防給付の内、ホームヘルパーの派遣とデイサービスセンター等への通所については、市町村が地域の实情に依り、住民主体の取組みを含めた多様で柔軟な取組みに位置づけられることになりました。

サービスの内容については、訪問型のサービスとして、指定事業者の訪問介護員による身体介護や生活援助、事業者やシルバー人材センターなどによるゴミ出しや買物、外出支援など、住民主体による支援として、有償・無償のボランティアなどによる調理指導や献立指導、また、管理栄養士や歯科衛生士、町の保健師などによる相談指導などを想定しております。一方、通所型のサービスとしては、指定事業者による現行の通所介護に相当する生活機能向上のための機能訓練や、事業者によるミニデイサービスや介護予防教室、有償・無償のボランティアによるいきいきサロンや体操・運動等の自主的な通いの場の提供、町の保健師や運動指導員などによる運動機能訓練事業などを想定

しております。サービス基準・単価・利用者負担については、個々のサービスにより異なるため、今後検討して参りますが、現行を上回らないよう考えております。また、予防施策として、福祉センター1階にトレーニング機器を設置し、65歳以上の方を対象に筋力や体力の向上を目的とした新規教室を開催する予定でございます。

この他にも、地域包括支援センターが中心となり、お元気サロンやチェアエクササイズ、フットセラピー等の教室も継続して実施していきます。

なお、「総合事業」の開始時期につきましては、本定例会に提案しております介護保険条例の一部改正により、平成29年4月1日を予定しております。

**問** 要支援者については、介護保険給付から外され、総合事業（地域支援事業）に移行するとの事だが、移行対象者も多くあると思う。地域支援事業費が不足するようなことはないのか。また、有償・無償のボランティアやNPO等による住民主体のサービス提供が行われることについてサービスの基準や内容等、どのようになるのか。

**答**（**額健康福祉課長**） 地域支援事業費については、現行制度では、介護給付費の3%以内と上限枠が定められてい

ますが、国においては今後状況を見ながら必要に応じて上限枠を見直していくとしておりますので、現時点では3%以内の事業費で実施していきたいと考えております。

現行で受けているサービスの利用者負担につきましては、現行の単価を上回らないようにしたいと考えており、利用単価につきましては、事業者、ボランティア等の方にもサービス提供していただくことになることから、今後、協議し決定していくこととなります。

**問** トレーニング機器を設置し、筋力や体力の向上を目的とした新規教室を開催するとの説明でしたが、利用者に対し、どのように周知されるのか。また、教室開催場所は何処で実施されるのか。

**答**（**額健康福祉課長**） 対象者の方は、65歳以上の方となります。場所については、福祉センター1階の介護予防訓練室に軽負荷の高齢者向けのトレーニング機器を設置し、開催したいと考えております。

周知方法については、地域包括支援センターが中心となり、あらゆる方法で広報したいと思っております。地域包括支援センターが把握しております対象者の方にも呼びかけをし、開催したいと考えております。

## Q2 要介護1・2の方の特別介護老人ホームの入所について

入所の条件は？

**問**

要介護1・2の方は、施設入所申込者（待機者）全体の4割ほどを占めており、今回の介護保険制度の改正によって、原則待機者から除かれることになった。やむを得ない事情により、在宅での暮らしが著しく困難であると認められる場合には市町村の関与の下、特例的に入所を認められるということである。2003年度以降、国のモデル指針を参考に入所指針が作成され、要介護度だけでなく、家族の介護状況・認知症の程度・在宅サービスの利用状況等をポイント化し、勘案して入所の優先順位を決定することと示されているが、要介護1・2の方の特例入所について伺う。

①市町村関与の下とは何を示しているのか。②特例的に入所を認めるといつているが、入所についての判定委員会や判断基準は定められているのか。③現在でも要介護3以上で多くの入所待機者がいるが、入所の優先順位等はどのように判断されるのか。④今回の改正で、改めて要介護3以上に限定する事の理由は何か。以上4つについて伺う。

**答**（**額健康福祉課長**）

今回の制度改正により、特別介護老人ホームへの入所対象となる者は、原則要介護3から5と認定された高齢者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限に利用しても在宅生活が困難な者とされました。

毎年実施しております特別介護老人ホームの入所申込み状況調査により、申込者の4割ほどが要介護1・2の方で、1年以内に入所を希望される方は2割程度で、残り8割の方は、ご家族が将来のことを考え、とりあえず申込みをされているという状況でございます。

今回の改正では、在宅での生活が困難な要介護1・2の方の特養への申込みを排除するというものではないです。岐阜県では制度改正を踏まえ「介護老人福祉施設の入所に関する指針」として、要介護1又は2であっても、やむを得ない事情があると市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等から申出があり、施設以外での生活が困難と認められる場合は、特例的に入所の対象とする旨を定めており、入所の必要性が高いと認められる者を優先的に入所させることを原則としています。入所申込みを受けた施設は、

特例入所に関する判断基準表に

基づき、入所判定委員会を開催し対象とするか否かに対し、市町村に意見を求め、市町村は妥当性について意見を表明することが出来る事となっております。

また、現在入所中の要介護1・2の方については、継続的に入所が可能となっております。

また、要介護3以上の方の入所の優先順位につきましては、各施設の入所判定委員会で判断されるとなっております。

今回の改正では、全国で20万人ともいわれます特養待機者の内、要介護4・5の重度者が7万人にも及ぶことから、入所要件を厳格化し、重度者を優先的に入所出来るようにするものがあります。

**問** 入所判定委員会とは、特例入所を判断する委員会

とのことだが、要介護度の認定を行っている委員会の構成員と同一なのか。また、当町での入所待機者は11名で、要介護1・2の方は47名いるが、この中でも1年以内の入所を希望している方もあるので、特例入所についてもよく検討していただきたい。今回の改正で介護事業者に支払われる介護報酬が2.27%引き下げられることになり、事業者のサービス低下が懸念されるが、どのように指導されるのか。また、特別養護老人ホームの新設及び増床の計画があるのか伺いたい。

**答** (額健康福祉課長)

施設における特例入所判定委員会のメンバーは、敬和園の例によりますと、園長・相談員・看護師・介護長・ケアマネジャー・医師となっております。新年度からは、地域包括支援センターの職員等、町職員がメンバーとなり、入所判定を行うこととなります。

要介護1・2の方の入所については、施設には入所定員があることや入所による介護給付費の増加に繋がることなどから、可能な限り在宅で生活出来るようサービスの提供を行っていきたいと考えております。

介護報酬の引き下げによるサービスの低下については、専門資格職員の配置を一定基準以上配置した場合には、処遇加算といわれる介護報酬加算を受けられるなどの措置があり、職員の処遇を改善することにより、サービスの低下防止に繋げていくよう考えられております。

施設の新設、増床について、現在計画はありませんが、敬和園が施設の老朽化により、将来は改築を考えると聞いております。

**問** 入所判定委員会の構成員に介護認定を行う人は含まれているのか。

**答** (額健康福祉課長) 介護認定を行う人は、入所判定委員会の構成員には入っ

ておりません。

### 河村憲良議員

## Q1 保育園検討委員会について

### 委員構成と目的は?

**問** 来年度予算をみると、児育福祉総務費において、保育園検討委員会の委員報酬が計上されている。今回の保育園に対する検討とは、昨年、私が取り上げた老朽化した錦津保育園の今後のあり方が、その出発点かと思うが、今までこうした会合では、町内の各種団体から役員

についている方を半ば強制的に選出している部分が多く、消極的な参加となってしまう傾向があるように思う。そこでお尋ねする。既に予算案が決定しているということは、検討委員会の規模や期間が決定していると推察するが、それはどのような検討委員会とするのか。また、この検討委員会の目的は、出発点である錦津保育園に限定されるものなのか。少子対策を踏まえ、これからの保育行政を見据えた町全体の取り組みとするのか伺う。

**答** (額健康福祉課長) 町内保育園の耐震診断結果を受けて、その対応と今後の道筋について、新年度「保育園検討委員会」を設置するものであ

ります。具体的には、錦津保育園園舎と遊戯室について、構造耐震判定指標を下回る結果となり、地震動に対する健全性に問題があると判定されたことを受けて、園児の安心安全を第一に考え、園児数の推移なども考慮しながら町全体の問題と捉え、今後の取組みを検討していただくものであり、まずは、的を絞った形で議論をお願いしたいと考えております。

委員構成につきましては、地域住民の代表・保護者の代表・福祉施設の代表・教育関係の代表・公募による者など、幅広い年齢層で町内各地から選定し、12名程度を考えております。特に子育て中の方や、これから子育てをされる方など、若い世代を中心に選考したいと思っております。

公募による委員については、3月20日発行の「広報やおつ」にて募集し、新年度早々に第1回目の検討委員会が開催できるよう準備を進めている状況であります。

**問** 的を絞った議論というのは、錦津保育園の今後という事で理解していいのか。また、委員12名の内訳を詳しく教えていただきたい。

**答** (額健康福祉課長) 第一に錦津保育園をどうするのかといった議論からスタートし、その先に町内保育園に

ついて、少子化の中、今後どうするのかといったお話も出てくるかと思っておりますので、慎重に議論をお願いしたいと考えております。

12名の委員の内訳は、地域住民の代表・保護者の代表・福祉施設の代表・教育関係の代表・公募による者で、充て職ではなく幅広く町内各地から選定したいと考えております。

**問** 公募委員について、幅広い年齢層の説明だが、年齢があまりにも幅広いと、実際これから保育園を利用する方々の意見が反映されない可能性も考えられる。公募委員の人数・年齢層、どのような選定を行うのか。

**答** (額健康福祉課長) 公募委員の年齢については、20歳から50歳までの方、募集人員は1〜2名程度、応募方法は、応募用紙とともに「希望あるやおつの展望、子育て支援を通して」をテーマとした作文を提出していただき、年齢・地域等バランスを考慮し、作文の内容等総合的に判断し、選定したいと考えております。募集期間は、4月1日から15日までとしております。



## Q2 若者議会の制度化について

### 若者議会の創設を

**問** 本定例会において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を用いるための補正予算が上程され、プレミアム商品券などの施策が上がっているが、全国どこでも行われているものであり、決して八百津町の独自性を発揮するものではなく、知名度アップには寄与しない。

本来、地方創生とは、その地方でしか得られない「モノや体験」を通じて地方が活性化することが目的ではないのか。町長の諮問機関として町内外に捉われない若者からなる若者議会を創設してはどうか。

人口減少に苦しむ地方においては、若者は支援する対象ではなく、共に地域を支え、我々を助けてもらう資源として活用しなければならぬ。実際、私の元には「議員インターシッププログラム」に参加した6名の大学生が勉強しており、「八百津町の活性化に対する企画」という議題を課したところ、一週間考えてきた。もちろん、安全面・コスト面など課題を残す玉石混雑な企画ではあるが、若者の可能性を十分に感じさせるものであった。

多くの若者は、若者同士では

活発な意見交換をしても年長者が同席する場では、積極的な発言を控える傾向が見受けられ、これでは宝の持ち腐れといったも過言ではない。これからの八百津町活性化の一助となる若者が主体となるような組織を制度化すべきではないかと思うが、町執行部の考えを伺う。

**答** (村瀬参事)  
行政の指針となる総合計画や土地利用計画といった将来計画から、行財政改革大綱、或いは介護保険事業計画といった政策ごとに策定される計画は、各界代表者で構成される委員の合議体で協議等され、その方針案が示されています。

確かに、メンバーは充て職で、若者も決して多くないわけですが、それでも皆さん豊富な経験と実績をお持ちの方ばかりで、大所高所から適切なご意見を賜り、町民の皆さんのお考えを十分に代弁していただいているものと思っております。若者議会については、今時点では開設のいささか消極的であると言わざるを得ません。決してネガティブな姿勢ということではなく、むしろ町の置かれた状況を見るにつけ、地域のリーダー・担い手を育成することがとても大事なことだと考えています。つまり町が公の機関を設置し参加者を募る。そこで画期的・斬新的なアイデアが生まれるのか、正直

なところ少し不安がござります。確かに若者に特化した議会もよろしいでしょう。新しい発想が出るかも知れません。しかし、中長期的にこれからの協働型社会を考えれば、むしろ、議会・行政・企業・教育機関・NPOといった異なる機関に若者が交わり、問題解決のために、パートナーシップを結びながら地域で活躍する人材を育てていくといった環境が必要ではないでしょうか。町の将来に興味を持つ、とりわけ多くの若い世代の方々にいかに巻き込み、地域リーダー・後継者として育てていくか、そうした視点や環境づくりが大切だと考えております。



### 緊急の米価対策を求める意見書

2014年産米価格は、JA概算金が最低基準になり、生産者の労賃はもとより、物財費さえ確保できない事態となっています。これでは、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中します。

しかも、政府がコメ直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、生産者に二重・三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて、融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策については、もっぱら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。それは、また、日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは明らかです。

政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

については、下記の事項の実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 価格の暴落と流通の停滞の原因は、過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民あげて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復をはかること。
2. 米直接支払交付金の半減措置と、米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

平成27年3月20日

岐阜県八百津町議会

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

## TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書

TPPは、農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全・医療制度・保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権がおびやかされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっています。

しかし、春の段階でのTPP合意をめざすオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を重ね、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明しています。

政府はこの間、交渉にあたっては、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は、交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を順守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

ところが現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返し、アメリカはさらなる譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がより譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。

よって、政府においては、TPP交渉に関する交渉内容を国会や国民に公開するとともに、国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

岐阜県八百津町議会

内閣総理大臣様  
農林水産大臣様

外務大臣様  
経済産業大臣様

厚生労働大臣様  
内閣府特命担当大臣様

## 地域公共交通(鉄道)の確保及び維持に対する支援を求める意見書

地方部における鉄道は、自家用自動車の普及や道路設備の進展、都市部への人口集中による鉄道の利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成12年3月の鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が、許可制から届出制になったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生した。

当該地域においても平成13年10月に名鉄八百津線が廃止となり、代替バスとしてYAOバスの運行を開始した。しかし、利用者の多くは、バス路線内で完結することなく、接続する鉄道によって都市部への通勤・通学を目的としていたため、バス運賃と鉄道運賃の区分けによる料金の上昇と接続に伴う待ち時間の延長により、利用者は鉄道に比べ約10分の1まで激減し、地域公共交通の維持と利用者の利便性に隔たりを生じている。

現在、代替バスが接続する鉄道路線においても鉄道事業者では維持出来ないとして、沿線自治体で運行維持のために財政支援を行っているところであり、もし財政支援の継続を取りやめれば、本町同様に地域社会の疲弊、若い世代の流出などが加速され、国の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国および県においては、地域公共交通の確保及び維持に対する支援の対象を、市町村自治体が必要とする鉄道路線にも広げることを強く要望するとともに、現在、鉄道路線の確保及び維持のために、鉄道事業者への運行支援の財政措置を行う際は、公共交通の事業者の如何に関わらず存続を確保するため、当該自治体に対して、安定的な地方財源措置および支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

岐阜県八百津町議会

内閣総理大臣様  
国土交通大臣様  
財務大臣様

衆議院議長様  
参議院議長様  
衆議院総務大臣様  
参議院総務大臣様  
地方創生担当内閣府特命担当大臣様

参議院学長様  
文部科学大臣様  
岐阜県知事様

## 第2回議会臨時会

第2回議会臨時会が3月29日召集され、会期を1日として開かれました。  
今回提案された案件は、先決処分した事件の承認で、原案のとおり承認されました。

## 議会事務局 人事異動

4月1日付けで事務局職員の異動がありました。

(転出)  
議会事務局長  
吉田 司

教育委員会へ

(転入)  
議会事務局長  
山田 一夫

八百津町学校給食

共同調理場より

今後とも、宜しく  
お願い申し上げます。



町民のみなさん

# 八百津町議会を傍聴してみませんか!!

6月定例会は **6月8日(月)** 開会の予定です

詳細は議会事務局までお問い合わせください

☎ 43-2111(内線2302)

一般質問の様子はCCNet [\(アナログ10ch\)](#) [\(地デジ12ch\)](#) で生中継・録画放送されます

